〔 浄化槽処理人員算定基準のただし書適用基準フロー 〕

浄化槽を設置しようとする建築物の用途が「一戸建て住宅」である。

NO → JIS A 3302 算定式により算定する。

YES ↓

住宅の延べ面積が130㎡を超えている。

NO → JIS A 3302 算定式により算定する。

YES ↓

既存の住宅である。

・増築を行う場合は，延べ面積の増加が10㎡未満であること。
・台所及び浴室が2以上ある住宅ではないこと。

NO → JIS A 3302 算定式により算定する。

YES ↓

実居住人員及び予定居住人員が5人以下の世帯である。

NO → JIS A 3302 算定式により算定する。

YES 3人以下 → 5人槽とすることができる。

YES 4人又は5人 ↓

浄化槽設置後の予測水道使用量が1,000ℓ／戸・日以下であることが確認できる。

（添付書類）
・水道のみを使用している場合
最近1年間の水道使用量を明らかにする資料（水道局発行：納入証明書又は「ご使用水量・料金のお知らせ」）を添付
・井戸水を使用している場合
最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料を添付

（算定式）
・水道のみ使用している場合の予測水道使用量（㍑／戸・日）
＝ 年間最大水道使用量実績（㍑／戸・日）／実居住人員×予定居住人員
・井戸水を使用している場合の予測水道使用量（㍑／戸・日）
＝｛年間最大水道使用量実績＋年間最大井戸水等使用量実績（㍑／戸・日）｝／実居住人員×予定居住人員
・従前が汲み取り便所である場合の予測水道使用量（㍑／戸・日）
＝上記2式で得た値×200／150

NO → JIS A 3302 算定式により算定する。

YES ↓

5人槽とすることができる。

設置届出書に「ただし書適用願い」，「誓約書」及び上記関係書類添付